

◆石川県立金沢二水高校関西同窓会規約◆

2007. 2. 4改定

第1条 名称

本会は石川県立金沢二水高校同窓会(本部同窓会)の関西支部にあつて、本会の名称を石川県立金沢二水高校関西同窓会と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、事務局長住所所在地とする。

第3条 目的

本会は本部同窓会の目的達成に協力すると共に、近畿圏在住会員相互の親睦を深め、その融和向上を図ることを目的とする

第4条 会員

本会は、原則として近畿圏内に居住し、または勤務先を持つ同窓生、および特別の会員を持って組織する。

第5条 役員

本会には下記の役員を置き任期は2年とする。なお、会長は本部同窓会の常任幹事を兼任する。

会長 1名	副会長 若干名	事務局長 1名
会計 1名	監事 2名	常任幹事 若干名

第6条 職務及び任期

各役員の職務は下記のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括し本会を代表する。
2. 会長は、本部役員会に出席して意見を述べ、また本会の決議による議案を本部に提出することが出来る。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理を務める。
4. 事務局長は、本会の会務を処理し、本会の事務局を代表する。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。
6. 監事は、本会会計を監査する。
7. 常任幹事は、役員会を構成し、会長の職務執行につき意見を述べ本会の適正かつ円滑な運営を図る。
8. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 顧問、相談役

本会には顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は役員からの推薦と総会

の承認に基づき会長がこれを委嘱する。

1. 顧問は、役員会に出席して意見を述べるができる。
2. 相談役は、役員会に定例出席して意見を述べるができる。
3. 相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 会計

本会の経費は、本部同窓会よりの配賦補助金をもってこれに充てる

1. 本会会員は、本部同窓会に会費1000円(年)を納入するものとする。
2. 本会会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
3. 本会会計収支は、本会総会において報告した後に本部同窓会に報告される。

第9条 会議

本会の会議は総会及び役員会とする。

1. 本会の総会は、年1回開催する。必要のあるときは、臨時総会を開催することができる。

総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によってこれを決める。

2. 役員会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

第10条 本規約に定めのない事項については、その都度協議する。

附則 1999年11月14日 制定
2000年11月19日 改定
2007年 2月 4日 改定
